

授業科目名： 法学Ⅰ	教員の免許状取得のための 必修科目	単位数： 2単位	担当教員名：堤 健太郎 担当形態：単独
実務内容 (実務家教員の場合)	弁護士		
科目	教科及び教科の指導法に関する科目 (中学校社会及び高等学校公民)		
施行規則に定める 科目区分又は事項等	教科に関する専門的事項 中学校社会：「法律学、政治学」 高等学校公民：「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」		
<p>「学位授与の方針」との関係</p> <p>法学は実践的な学問でもあり、様々な知識を統合して課題の解決に資することが必要である。法の理念を考えた時に共生の基本の理解が欠かせない。法は生きているものであり、絶えず学びなおし学び続けることは重要である。</p>			
<p>授業のテーマ及び到達目標</p> <p>法の持つ社会秩序の維持（または社会組織の設計・運営）と人々の権利の擁護——この2つの機能をいかに調整するか。本講では、法とは何か、法と言えるための実体は何かという根源論に始まり、法の適用・解釈といった独特な考え方、実定法で特に基本をなす憲法、民法、刑法の基本原則、法と裁判に関する知識を学ぶ。</p>			
<p>授業の概要</p> <p>(1) 社会の中で法がどのように生成・発展し、どのような形で機能し、運用されているのかを学ぶ。</p> <p>(2) 法を知り、学び、考えるにあたり必要な要素が何かを学ぶ。</p> <p>(3) 我が国における憲法を頂点とする実定法の秩序、種類がどうなっているのかを学ぶ。</p> <p>(4) 法による紛争解決の一つの形としての裁判の仕組みと各局面にあらわれる基本原則を学ぶ。</p>			
<p>授業計画 * () 内は対応するテキストの講</p> <p>第1回：法とは何か（第1講「法とは何か」）</p> <p>第2回：法の発展（第2講「法の発展」）</p> <p>第3回：法の解釈（第5講「法の解釈」）</p> <p>第4回：国家の最高法規Ⅰ－憲法の基本原則（第6講「近代国家と憲法」）</p> <p>第5回：国家の最高法規Ⅱ－基本的人権（第8講「基本的人権」）</p> <p>第6回：国家の最高法規Ⅲ－統治機構（第7講「権力分立」）</p> <p>第7回：財産と取引に関する法律Ⅰ－民法（財産法）の基本原則（第11講「契約の自由」）</p> <p>第8回：財産と取引に関する法律Ⅱ－物権法（第12講「財産」）</p> <p>第9回：財産と取引に関する法律Ⅲ－債権法（第12講「財産」、第13講「損害賠償」）</p> <p>第10回：犯罪と刑罰に関する法律Ⅰ－刑法の基本原則（第9講「犯罪と刑罰」）</p> <p>第11回：犯罪と刑罰に関する法律Ⅱ－犯罪の成立要件と刑罰（同上）</p>			

第12回：犯罪と刑罰に関する法律Ⅲ—様々な犯罪類型（同上）

第13回：法と裁判—裁判を受ける権利と裁判の基本原理
（第3講「法と裁判」、第4講「裁判の基準」）

第14回：法と裁判—民事裁判（同上）

第15回：法と裁判—刑事裁判（同上）

定期試験

教科書

（1）末川博編（2014）『法学入門（第6版）補訂版』有斐閣

参考文献

（1）山上賢一編著（2006）『現代の法学入門（第4版）』中央経済社

学生に対する評価

レポート評価（50%）、科目修得試験（50%）を総合して評価する。